

窒素・りん暫定排水基準と対応する業種その他の区分

参考4

(窒素)

※太枠は平成20年度見直し箇所

算定排水基準・窒素含有量(単位:mg/L)			対応する業種その他の区分					
業種	許容限度 ()内は日間平均値		業種その他の区分		第6次のCo値(mg/L)			
	～平成20年 9月30日	平成20年 10月1日～	番号※3	名称	東京湾等		瀬戸内海 (大阪湾除く)	
					下限	上限	下限	上限
天然ガス鉱業	160(150)	160(150)	3000	天然ガス鉱業	60	150	60	150
畜産農業(水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第一号の二に掲げる施設※1を有するものに限る。)	190(150)	190(150)	2000	畜産農業	60	200	60	130
畜産農業(上記以外※2)	190(150)	一律排水基準へ移行						
酸化銀製造業	240(210)	一律排水基準へ移行	108080	その他の無機化学工業製品製造業 備考(酸化銀製造工程)	50	210	50	210
酸化コバルト製造業	900(750)	550(300)	108050	その他の無機化学工業製品製造業 備考(酸化コバルト製造工程)	50	750	50	750
黄鉛顔料製造業	1300(950)	一律排水基準へ移行	107020	無機顔料製造業(黄鉛顔料製造工程)	50	700	50	700
バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業(バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。)	6000(5000)	5000(3850)	108040	その他の無機化学工業製品製造業 備考(バナジウム化合物製造工程(塩析工程を有するもの))	50	6000	50	6000
			108060	その他の無機化学工業製品製造業 備考(モリブデン化合物製造工程(塩析工程を有するもの))	50	6000	50	6000
(参考)一律排水基準	120(60)		—	—	—	—	—	—

※1. 豚房施設(除く50m²未満) ※2. 牛房施設(除く200m²未満)、馬房施設(除く500m²未満)

※3. 環境省が設定した番号(AAABBB AAA:環境省告示業種その他の区分の番号、BBB:各備考欄に当てはめた番号)

(りん)

※太枠は平成20年度見直し箇所

算定排水基準・りん含有量(単位:mg/L)			対応する業種その他の区分						
業種	許容限度()内は日間平均値		業種その他の区分			第6次のCo値(mg/L)			
	～平成20年 9月30日	平成20年 10月1日～	番号 ^{※3}	名称	東京湾等		瀬戸内海 (大阪湾除く)		
					下限	上限	下限	上限	
畜産農業(水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第一号の二イに掲げる施設 ^{※1} を有するものに限る。)	30(24)	30(24)	2000	畜産農業	8	40	8	30	
畜産農業(上記以外 ^{※2})	30(24)	一律排水基準へ移行							
燐化合物製造業(縮合燐酸塩製造工程を有するものに限る。)	40(10)	40(10)	108140	その他の無機化学工業製品製造業 備考(りん及びりん化合物製造工程)	2	40	2	40	
(参考)一律排水基準	16(8)		—	—	—	—	—	—	

※1. 豚房施設(除く50m²未満) ※2. 牛房施設(除く200m²未満)、馬房施設(除く500m²未満)

※3. 環境省が設定した番号(AAABBB AAA:環境省告示業種その他の区分の番号、BBB:各備考欄に当てはめた番号)